

審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関する規則

(平成 17 年 1 月 12 日兵庫県労働委員会規則第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 26 条第 2 項及び労働組合法施行令（昭和 24 年政令第 231 号）第 26 条の 3 の規定に基づき、審査の期間の目標及び審査の実施状況の公表に関して必要な事項を定めるものとする。

(審査の期間の目標)

第 2 条 審査の期間の目標は、原則として毎年の最初に開催される総会において決定するものとする。

(審査の実施状況)

第 3 条 会長は、次に掲げる毎年の審査の実施状況について、原則として翌年の最初に開催される総会に報告するものとする。

- (1) 取扱事件数
- (2) 審査の期間の日数
- (3) 調査及び審問の回数
- (4) 尋問した証人の人数
- (5) その他会長が必要と認める事項

(公表方法)

第 4 条 審査の期間の目標の公表は、第 2 条に規定する決定の後速やかに兵庫県公報に登載して行うものとする。

2 審査の実施状況の公表は、前条に規定する報告の後速やかに兵庫県公報に登載して行うものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、審査の期間の目標及び審査の実施状況は、総会の決定により、兵庫県労働委員会年報又はインターネットの利用により公表することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。